

令和 8 年 度

償却資産(固定資産税)申告の手引き

米 沢 市

償却資産は、土地及び家屋と同じように固定資産税の課税対象となります。米沢市内に償却資産をお持ちの方は、地方税法第383条の規定により、毎年1月1日現在の所有状況を申告する必要があります。

つきましては、この手引きを参照いただき、同封の申告書に必要事項を記入し、申告期限までに提出をしてください。

申 告 期 限	令和 8 年 2 月 2 日 (月) 申告期限近くになりますと、窓口が大変混雑いたしますので、 1月16日(金) までの提出にご協力ください。
申告書提出先	米沢市 税務課 家屋担当 (米沢市役所 2 階 税務課 2 番窓口) 〒992-8501 米沢市金池五丁目 2 番25号 電話 (0238) 22-5111 内線 2342



お知らせ

◆令和 8 年度から固定資産税の納付回数が10回から 4 回になります。

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
令和 7 年度まで			①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩
令和 8 年度から	①			②					③		④	

◆eLTAX（エルタックス）を利用した電子申告又は郵送での提出にご協力ください。

eLTAX（エルタックス）を利用した電子申告については、
<https://www.eltax.lta.go.jp>をご覧ください。

◆米沢市のホームページもご利用ください。

償却資産に関する申告書類をダウンロードすることができます。
また、「償却資産のよくある質問」についてもご覧ください。

米沢市 償却資産 検 索

【目 次】

- | | |
|--------------------|---------------------|
| I 償却資産の申告について…… 2 | II 償却資産のあらまし…… 3～11 |
| III 申告書の書き方……12～15 | IV 税額等について……16～17 |

I 償却資産の申告について

1 申告が必要な方

毎年1月1日（賦課期日）現在、米沢市内で事業を営んでいる会社や個人の方が対象となります。

※該当資産がない場合や前年中に資産の増減がない場合でも申告書の提出は必要です。

2 申告の方法及び提出書類（申告書の書き方は12～15ページ参照）

	対 象 者	提出書類	
		申告書	種類別明細書
初めて申告される方	① 令和7年中に米沢市内で事業を始められた方又はリース資産を設置された方 ② 今まで申告をしていない資産がある方	○	○ 賦課期日（1月1日）現在、米沢市内にある全ての事業用資産
	③ 該当資産がない方 ※該当資産がない方は、申告書「18 備考」欄にある「該当資産なし」を○で囲んでください。	○	×
前年度までに申告をされている方	① 令和7年1月2日から令和8年1月1日までの間に取得した資産及び減少した資産がある方 ② 資産の異動がない方 ③ 令和7年以前に取得しているが、申告していない資産がある方	○	○
	④ 廃業・解散・転出等をされた方 ※申告書「18 備考」欄に「廃止・解散・転出等」の旨と、その年月日を記入してください。	○	○

(1) 申告書及び種類別明細書は、それぞれ2部複写になっています。

1枚目（提出用）のみ提出し、2枚目（控用）は保管をしてください。

(2) 申告書を郵送される方で控用に受付印を必要とされる方は、返信用封筒に切手を貼り、あて先（住所と会社名・個人名）を記入して同封してください。

(3) **決算期等の都合で、今回申告することができない資産がある場合又は申告内容に誤りがあった場合は、後日修正申告が必要となります。**

II 償却資産のあらまし

1 償却資産とは

土地及び家屋以外の事業の用に供することができる資産で、その減価償却額又は減価償却費が法人税法又は所得税法の規定による所得の計算上、損金又は必要な経費に算入されるもの（これに類する資産で法人税又は所得税を課されない者が所有する物を含みます。）をいいます。

なお、「事業の用に供する」とは、必ずしも所有者がその償却資産を自己の営む事業のために使用するだけでなく、事業用資産として他人に貸し付けている場合においても申告の対象になります。

2 申告の対象となる資産

令和8年1月1日において、事業の用に供することができる資産で、次に該当する資産が申告の対象となります。

- (1) 土地及び家屋以外の有形固定資産で、税務会計上、減価償却の対象としている資産
 - (2) 簿外資産（固定資産台帳等の帳簿に記録されていない資産）
 - (3) 償却済資産（耐用年数が経過した資産で、引き続き稼働できる状態にある資産）
 - (4) 遊休資産（一時的に稼働を停止しているが、いつでも稼働できる状態にある資産）
 - (5) 未稼働資産（完成状態となったが、まだ稼働していない資産）
 - (6) 企業の所有する社宅、寮、その他福利厚生施設の償却資産
 - (7) 割賦（分割払い）販売による購入で、資産の代金が未完済の資産
 - (8) ファイナンス・リース契約（契約終了後、借主に所有権が移転）による資産
 - (9) 一品あたりの取得価額が20万円未満の資産でも、税務会計上減価償却の対象としている資産
 - (10) 中小企業者等の少額資産の損金算入の特例を適用した資産（法人税確定申告書 別表十六（七））（注1）
- （注1）については、9ページを参照してください。

3 申告の対象とならない資産

- (1) 自動車税又は軽自動車税が課される車両
- (2) 貯蔵品、商品などの棚卸資産（現に事業の用に供しているものは申告対象）
- (3) 生物（鑑賞・興行用等の生物は申告対象）
- (4) 繰延資産（創立費、開業費、開発費など）
- (5) 無形減価償却資産（特許権、商標権、ソフトウェアなど）
- (6) 使用可能期間が1年未満又は取得価額が10万円未満の資産で、税務会計上一時に損金又は必要な経費に算入されたもの
- (7) 取得価額が20万円未満の資産で、税務会計上3年間で一括償却しているもの
- (8) 法人税法第64条の2第1項又は所得税法第67条の2第1項に規定するリース資産で、所有者が取得した際の取得価額が20万円未満のもの（平成20年4月1日以後契約分）

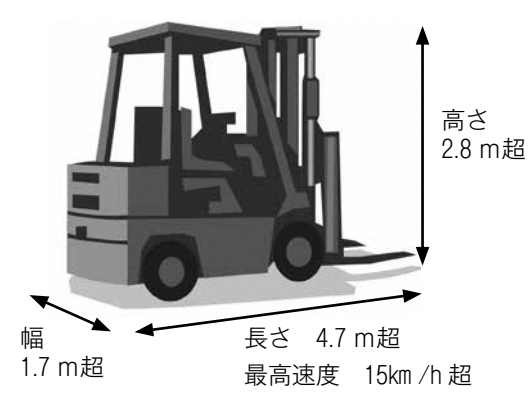
4 業種別の主な償却資産

業 種	資 産 の 名 称
共 通	応接セット、エアコン等の冷暖房設備、キャビネット、ロッカー、冷蔵庫、金庫、パソコン、コピー機、テレビ、レジスター、看板、袖看板、広告塔、ネオンサイン、太陽光発電設備、門、塀、舗装路面、自動販売機、除雪機、その他（テナントの場合は、内装工事も申告の対象になります）
不 動 産 業	駐車場舗装、車止め、消雪（融雪）設備、側溝、緑化施設、塀、フェンス、外灯、自転車置場、簡易なゴミ置場や物置、その他
喫 茶 ・ 飲 食 店	カウンター、テーブル、椅子、室内装飾品、カラオケ、放送設備、タオル蒸器、冷凍冷蔵庫、厨房設備、製めん機、日よけ、その他
理 容 ・ 美 容 業	理・美容椅子、消毒殺菌器、タオル蒸器、ドライヤー、洗面設備、サインポール、パーマ器、その他
ク リ ー ニ ン グ 業	洗濯機、脱水機、乾燥機、プレス機、給排水設備、ボイラー、その他
公 衆 浴 場	煙突、井戸、ボイラー、温水器、動力ポンプ、モーター、給排水設備、その他
医 療 ・ 薬 局 業	受変電設備、薬品棚、陳列ケース、ベッド、レントゲン設備、顕微鏡、心電計、消毒殺菌用機器、手術台、歯科診療ユニット、投影器、科学検査機器、保育器、待合室用椅子、その他
小 売 業	陳列ケース、冷蔵ストッカー、簡易装飾、簡易間仕切り、日よけ、その他
食肉鮮魚販売業	冷凍冷蔵庫、陳列ケース、肉切機、挽肉器、電子秤、その他
ガソリン給油所	独立キャノピー、洗車機、ガソリン計量機、地下タンク、リフト、ジャッキ、充電器、コンプレッサー、照明設備、消火器、構内舗装、防壁、その他
建 設 業	発電機、コンクリートカッター、ミキサー、ブルドーザー・パワーショベル・ロータリ除雪自動車等の大型特殊自動車、その他
金 属 加 工 業	受変電設備、自家用発電設備、旋盤、ボール盤、プレス機、金型、研磨機、クレーン、洗浄給水設備、検査工具、治具、取付工具、切削工具、その他
自 動 車 修 理 業	旋盤、プレス、ホーニング、リフト、ジャッキ、チェーンブロック、オイルクリーナー、カーワッシャー、コンプレッサー、充電器、ドリル、その他
農 業	ビニールハウス、揚水ポンプ、動力草刈機、育苗機、バインダー、ハーベスタ、穀物乾燥機、動力除草機、防除機（散布機、ミスト等）、粃摺機、精米機、バックヘルパー、ライスグレーダー、播種機、モートル、冷蔵倉庫、歩行用トラクター、歩行用田植機、管理機、溝堀機、キャリア、その他 ※ 乗用装置が装備されている農耕トラクタ・農業用薬剤散布車・刈取脱穀作業車・田植機及び国土交通大臣の指定する農耕作業用自動車で最高速度が 35km/h 未満のもの(小型特殊自動車)は償却資産申告の対象ではありません。詳しくは、同封のチラシをご参照ください。また、小型特殊自動車に取り付けて用をなす機械装置（アタッチメント）についても償却資産申告の対象ではありません。

5 資産の区分

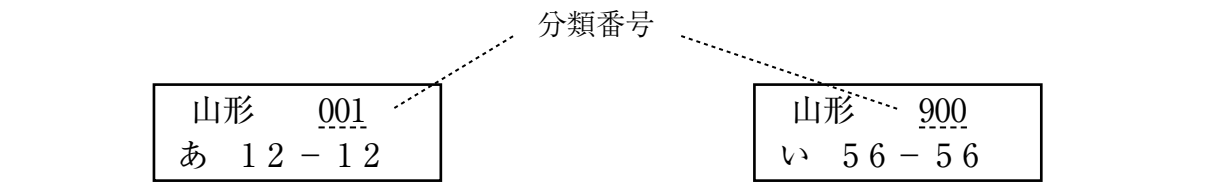
資 産 の 種 類		資 産 の 名 称 等
1	構 築 物	門、塀、路面舗装、庭園、煙突、緑化施設等の外構工事、車止め、ビニールハウス、独立キャノピー、ガスタンク、石油タンク、広告塔、井戸、その他土地に定着した土木設備など
	建物附属設備	受変電・自家発電設備、蓄電池電源設備、屋外に設置された電気配線及びガス・上下水道の配管、消雪用送配管、無散水消雪など（詳しくは7ページ参照）
2	機械及び装置	工作機械、木工機械、印刷機械、食品加工製造機械、土木建設機械等各種産業用機械及び装置、発電電設備、機械式立体駐車場など
3	船 舶	ボート、遊覧船、帆船、モーターボートなど
4	航 空 機	飛行機、ヘリコプター、グライダーなど
5	車両及び運搬具	貨車、台車、自転車、手押し車、大型特殊自動車（※）、構内運搬車など（自動車税・軽自動車税の対象となるものを除く）
6	工 具、器 具 及 び 備 品	ロッカー、レジスター、切削工具、測定工具、冷房及び暖房用機器、陳列ケース、机、椅子、複写機、パソコン、冷蔵庫、テレビ、ファクシミリ、カメラ、理美容機器、医療用機器、歯科診療用ユニット、遊戯機器、看板、自動販売機、光学写真製作器、除雪機など

※ 大型特殊自動車とは
幅 1.7m超 長さ 4.7m超
高さ 2.8m超 最高速度 15km／h超
農耕作業用自動車については、サイズに関わりなく、最高速度が35km／h以上
これらの基準に一つでも該当するもの。
【例】 フォークリフト、ショベル・ローダ、
ロータリ除雪自動車、タイヤ・ローラ、
アスファルト・フィニッシャなど

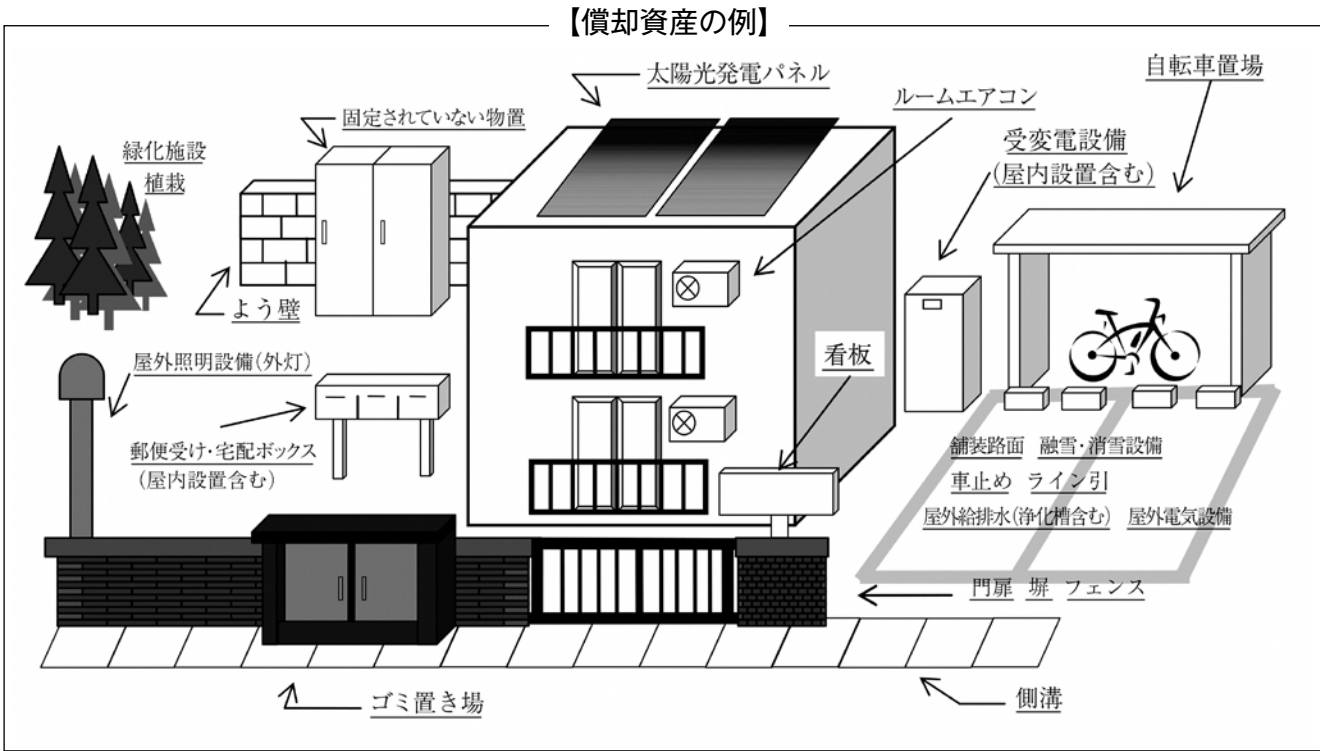


【参考】 大型特殊自動車の分類番号
固定資産税の課税対象となる大型特殊自動車は、ナンバープレートを取得している場合、次の分類番号により区分されます。

- (1) 分類番号 0、00 ～ 09、000 ～ 099 建設機械に該当するもの
- (2) 分類番号 9、90 ～ 99、900 ～ 999 建設機械以外のもの



6 事業用家屋等（賃貸住宅、事務所、店舗、駐車場など）を取得した場合の
主な償却資産



税務会計上、家屋と一括して減価償却していても、家屋の評価に含まれないものは償却資産として申告が必要になります。次ページの●が付いている設備等が対象となります。該当物件の工事内訳書や工事見積書等から償却資産の取得価額を算出してください。

	項 目	数量	単位	金額（円）
本体工事	〇〇アパート（家屋評価）	1	棟	〇〇,〇〇〇,〇〇〇
附帯工事	屋内電気設備工事（家屋評価）	1	式	〇,〇〇〇,〇〇〇
	屋外電気設備工事	1	式	〇,〇〇〇,〇〇〇
	受変電設備工事	1	式	〇,〇〇〇,〇〇〇
	屋内給排水設備工事（家屋評価）	1	式	〇,〇〇〇,〇〇〇
	衛生器具（家屋評価）	1	式	〇〇〇,〇〇〇
	屋外給排水設備工事	1	式	〇〇〇,〇〇〇
	浄化槽	1	式	〇,〇〇〇,〇〇〇
	冷暖房設備工事（ルームエアコン）	1	式	〇〇〇,〇〇〇
外構工事	外構工事	1	式	〇,〇〇〇,〇〇〇

※取得価額を算出するにあたり、消費税や値引きなど按分調整が必要な場合があります。

7 建築設備の家屋と償却資産の区分

○…家屋評価に含めるもの ●…償却資産申告対象のもの

設備等の種類	設備等の分類	設備等の内容	家屋と設備等の所有関係			
			自己所有		借入家屋(テナント)	
			家屋	償却資産	家屋	償却資産
建 築 工 事	内 装・ 造 作 等	床・壁・天井仕上、店舗造作等工事一式、自動ドア	○			●
電 気 設 備	受 変 電 設 備	設備一式		●		●
	予 備 電 源 設 備	発電機設備、蓄電池設備、無停電電源設備等		●		●
	中 央 監 視 設 備	設備一式		●		●
	電灯コンセント設備	投光器、スポットライト、屋外設備一式		●		●
	照 明 器 具 設 備	屋内設備一式（蛍光灯・LED照明用器具）	○			●
	電 力 引 込 設 備	引込工事		●		●
	動 力 配 線 設 備	特定の生産又は業務用設備		●		●
		上記以外の設備	○			●
	電 話 設 備	電話機、交換機等の機器		●		●
	L A N 設 備	配管・配線、端子盤等	○			●
		設備一式		●		●
	放 送・ 拡 声 設 備	マイク、スピーカー、アンプ等の機器		●		●
		配管・配線等	○			●
	ナースコール設備	設備一式	○			●
	盗難非常警報装置	通報装置、配線、配管	○			●
	インターホン設備	集合玄関機、配線	○			●
	監視カメラ(ITV)設備	受像機(テレビ)、カメラ、録画装置等の機器		●		●
		配管・配線等	○			●
給排水衛生設備	給 排 水 設 備	屋外設備、引込工事、特定の生産又は業務用設備		●		●
		配管、高架水槽、受水槽、ポンプ等	○			●
	浄 化 槽 設 備	屋外浄化槽、配管		●		●
	給 湯 設 備	局所式給湯設備（電気温水器・湯沸器用）		●		●
		局所式給湯設備（ユニットバス用、床暖房用等）、中央式給湯設備	○			●
	ガ ス 設 備	屋外設備、引込工事、特定の生産又は業務用設備		●		●
		屋内配管等	○			●
空 調 設 備	衛 生 設 備	設備一式（洗面器、大小便器等）	○			●
		消火器、避難器具、ホース及びノズル、ガスボンベ等		●		●
	消 火 設 備	消火栓設備、スプリンクラー設備等	○			●
		ルームエアコン、特定の生産又は業務用設備		●		●
	家 屋 と 構 造 上 一 体 と な っ て い る 設 備 (埋込型等)		○			●
		特定の生産又は業務用設備		●		●
	換 気 設 備	家屋と構造上一体となった設備	○			●
その他の設備等	運 搬 設 備	工業用ベルトコンベア、垂直搬送機		●		●
		エレベーター、エスカレーター、小荷物専用昇降機（ダムウエーター）等	○			●
	厨 房 設 備	顧客の求めに応じるサービス設備（飲食店・ホテル・百貨店等）、寮・病院・社員食堂等の厨房設備		●		●
		上記以外の設備	○			●
		冷凍・冷蔵倉庫における冷却装置、ろ過装置、POSシステム、広告塔、ネオンサイン、文字看板、袖看板、簡易間仕切(衝立)、駐輪設備、ごみ処理設備、郵便受け、カーテン・ブラインド、太陽光発電設備（屋根建材一体型を除く）		●		●
外 構 工 事	外 構 工 事	工事一式（門・塀・緑化施設等）		●		●

（注）一般的な区分の例示であり、必ずしもこの例によらない場合もあります。

- ◆家屋に取り付けられ、家屋と構造上一体となっている建築設備については家屋として評価します。
- ◆特定の生産業務の用に供されるものや、移動・転倒を防止するために家屋に取り付けられたもの（簡単に取り外しが可能なもの等）は償却資産の対象となります。
- ◆家屋に含める資産であっても、借家人が事業の用に供するために取り付けた内装・造作・建築設備等については、固定資産税上、償却資産の対象ですので、借家人が申告を行うことになります。

8 国税との比較

	固定資産税の取扱い	国 税 の 取 扱 い
償 却 計 算 の 期 間	暦年（賦課期日制度）	事業年度
減価（償却）の方法	一般の資産は定率法 （固定資産評価基準別表第15に定められた減価率を用いる） ※法人税法等の旧定率法で用いる償却率と同様	建物以外の一般の資産は、定率法、定額法の選択制 ＊ 定率法選択の場合 【平成24年4月1日以降取得】 定率法（200%定率法）を適用 【平成19年4月1日から平成24年3月31日までの間に取得】 定率法（250%定率法）を適用 【平成19年3月31日以前取得】 旧定率法を適用
前年中の新規取得資産	半年償却（1／2）	月割償却
圧縮記帳の制度（※1）	認められません。	認められます。
特別償却・割増償却（租税特別措置法）	認められません。	認められます。
増 加 償 却（所得税・法人税）	認められます。	認められます。
評価額の最低限度額（償却可能限度額）	取得価額の5／100（取替資産、鉱業用坑道を除く）	備忘価額（1円）まで
改 良 費（資本的支出）	区分評価（改良を加えられた資産と改良費を区分して評価）	原則区分評価（一部合算も可）
少額の減価償却資産（使用可能期間が1年未満又は取得価額が10万円未満）	損金算入したものは課税対象外（減価償却した場合は課税対象）	損金算入可能
一括償却資産（取得価額が20万円未満の減価償却資産）	損金算入したものは課税対象外（減価償却した場合は課税対象）	3年間で損金算入可能
青色申告書を提出する中小企業が租税特別措置法を適用して取得した30万円未満の減価償却資産	金額にかかわらず課税対象	損金算入可能（租税特別措置法28の2、67の5）

※1…圧縮記帳とは、法人税法等において、取得した資産の価額から補助金等の額を控除した額を取得価額とする制度です。固定資産税においては認められていませんので、**圧縮前の通常の取得価額により申告してください。**

9 償却資産の取得価額について

償却資産の取得価額とは、その資産を取得するために通常支出すべき金額とされています。資産本体の価額のほか、引取運賃、荷役費、運送保険料、購入手数料、関税、据付費、その他償却資産を事業の用に供するために直接要した費用も含めます。なお、**消費税を取得価額に含めて税務会計を行っている場合（税込経理方式）は、消費税を含めた取得価額で申告することになります。**詳しくは、次の表を参考にしてください。

事業者の区分	法人税又は所得税における固定資産の取得に係る取引の経理方式	償却資産の取得価額における消費税の取扱い
免税事業者	税込経理方式	取得価額に含めます。
課税事業者	税抜経理方式	取得価額に含めません。
	税込経理方式	取得価額に含めます。

10 少額減価償却資産の申告には注意が必要です

取得価額が少額である償却資産の申告は、税務会計上の経理区分によってその取扱いが異なります。詳しくは、次の表を参考にしてください。

《償却方法と取得価額による申告対象の一覧》

	取 得 価 額			
	10万円未満	10万円以上 20万円未満	20万円以上 30万円未満	30万円以上
個 別 減 価 償 却	○	○	○	○
中小企業 少額資産特例 (注1)	○	○	○	
3 年 一 括 償 却	×	×		
一 時 損 金 算 入	×			

（注1）中小企業少額資産特例……租税特別措置法に基づく「中小企業者等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例」により、その取得価額を損金又は必要経費に算入した資産は、**金額にかかわらず固定資産税（償却資産）の課税対象になります。**

11 非課税及び課税標準の特例が適用される資産

非課税について

地方税法第348条等に規定する一定の要件を備えた償却資産については、非課税となります。該当する資産を所有する方は、「非課税申告書」に非課税内容に係る資料を添付し、償却資産申告書と一緒に提出してください。

課税標準の特例について

地方税法第349条の3、附則第15条等に規定する一定の要件を備えた償却資産については、課税標準の特例が適用され、固定資産税の負担が軽減されます。該当する償却資産を所有する方は、「特例申告書」に特例内容に係る資料（仕様書や施設設置届の写し等）を添付し、償却資産申告書と一緒に提出してください。

課税標準の特例が適用される主な資産（一部抜粋）

特例対象資産	根拠法令	具体例		取得時期	適用期間	特例割合
汚水又は廃液の処理施設 (新設・増設のみ対象)	地方税法附則第15条第2項第1号	沈殿・浮上装置、油水分離装置など		令和6年4月1日～令和8年3月31日	期限なし	1／2 (わがまち特例)
下水道除害施設 (新設・増設のみ対象)	地方税法附則第15条第2項第5号	沈殿又は浮上装置、油水分離装置など		令和6年4月1日～令和8年3月31日	期限なし	4／5 (わがまち特例)
中小企業者等が取得した先端設備等導入計画認定設備 (注2)	地方税法附則第15条第43項	先端設備等導入計画に基づき取得した機械及び装置、測定工具及び検査工具、器具及び備品、建物附属設備	先端設備等導入計画の中で従業員に対する賃上げ方針の表明を行った場合	令和5年4月1日～令和7年3月31日	3年間	1／2
				令和7年4月1日～令和9年3月31日		1／2 (賃上げ率15%以上)
				令和6年4月1日～令和7年3月31日	4年間	1／3
				令和7年4月1日～令和9年3月31日	5年間	1／4 (賃上げ率3%以上)

(注2) 先端設備については、「先端設備等導入計画」の認定後に取得したものに限りま

す。非課税申告書、特例申告書は米沢市のホームページからダウンロードができます。

12 申告書の書き方がわからない場合

- 下記の書類をお持ちになり、お早めにご相談ください。
- ＊ 固定資産税台帳（減価償却費明細書）
 - ＊ 個人確定申告書、法人確定申告書
 - ＊ 減価償却資産の明細がわかる書類

13 申告内容の誤りを見つけたらすぐに修正申告を

申告書の控えをコピーして間違った部分を明確に修正し、申告してください。控えがない場合は、新しい申告書を作成して申告してください。
修正申告は、地方税法第17条の5の規定により、現年度を含めて5年度分まで認められます。正確な金額の把握が必要になるため、年度ごとの申告書を作成して申告してください。

14 申告もれ資産の課税について

今回申告した資産の中に、前年以前に取得していた課税対象の資産があった場合は、地方税法第17条の5の規定により資産の取得年次に応じて、原則として現年度を含めて5年度分の課税更正を行います。
なお、過年度分について追加課税となった場合は、通常の納期とは異なり、納期は1回となりますので、ご承知おきください。

15 申告をしない場合又は虚偽の申告をした場合について

正当な理由がなく申告をしなかった場合は、地方税法第386条及び米沢市市税条例第79条の規定により過料を科されることがあります。また、虚偽の申告を行った場合は、地方税法第385条の規定により罰金等を科されることがあります。

16 実地調査協力をお願い

地方税法第353条及び第408条の規定により、担当者が電話での問い合わせや帳簿書類・物件に係る実地調査を行うことがありますので、その際にご協力ください。また、調査に伴って修正申告が必要となる場合がありますが、その場合の修正年度は現年度だけではなく、最大5年度分まで遡って修正することになりますので、ご了承ください。

17 郵送での申告にご協力ください

- 申告受付期間中は、窓口が大変混雑いたします。次に該当する方は、郵送での申告にご協力ください。
- ＊ 前年度と比べて資産の増減がない方
 - ＊ 申告書の書き方について、ご質問等がない方

Ⅲ 申告書の書き方

1 償却資産申告書の記入例

記入上の注意

- 1 色刷りの部分は記入しないでください。
- 2 黒のボールペンで記入してください。
- 3 資産等の増減がない場合でも必ず提出してください。

- 3 個人番号・法人番号…マイナンバー（個人12桁、法人13桁）を記入してください。
- 4 事業種目…米沢市内における事業種目を具体的に記入してください。
- 5 事業開始年月…米沢市内における事業開始年月を記入してください。
- 6 応答する者の係等…申告内容についてお尋ねすることがありますので、必ず記入してください。応答される方が税理士等の場合は、税理士等の氏名を記入してください。
- 7 税理士等の氏名…償却資産申告書に関して、税理士等に委託している場合のみ記入してください。

【住 所】
住所、氏名は令和7年10月末現在で記載しています。
誤りや変更がある場合は訂正してください。
個人の方は、住民登録の住所を記入してください。

【氏 名】
個人…ふりがなをふり、屋号を記入してください。
法人…代表者名を記入してください。

【取得価額】
(イ)…前年に申告していただいた額を種類別に印字してあります。
(ロ)(ハ)…令和7年1月2日から令和8年1月1日までの間に、購入、売却、廃業、米沢市外への移動などによる資産の増減があった場合、その取得価額の合計を種類別に記入してください。
【初めて申告される方】
(イ)と(ロ)の欄は「0」とし、(ハ)と(ニ)の欄に記入してください。

令和 8 年 1 月 17 日 令和 8 年度 米 沢 市 長 あ て 償却資産申告書（償却資産課税台帳）

※ 所 有 者 コ ー ド 99-999999 999999

1 住所 (ふりがな) 〒992-0012 よねざわ し かないけ 米沢市金池○丁目○番○号 (〇〇 - 〇〇〇〇)

2 氏名 (ふりがな) よねざわ いんさつ かぶしきがいしゃ 米沢印刷 株式会社 代表取締役 米沢太郎 (屋号)

3 個人番号又は法人番号 1111122223333

4 事業種目 (資本金等の額) 印刷業 (20 百万円)

5 事業開始年月 S53 年 4 月

6 この申告に回答する者の係及び氏名 経理係 金池二夫 (電話 〇〇-〇〇〇〇)

7 税理士等の氏名 〇〇税理士事務所 担当 △△ (電話 〇〇-〇〇〇〇)

8 短縮耐用年数の承認 有 無

9 増加償却の届出 有 無

10 非課税該当資産 有 無

11 課税標準の特例 有 無

12 特別償却又は圧縮記帳 有 無

13 税務会計上の償却方法 定率法 定額法

14 青色申告 有 無

15 米 沢 市 内 における事業所等資産の所在地 ① 春日○丁目 ○-○ ② 万世町片子 ○〇〇〇 ③

16 借 用 資 産 貸主の名称等 米沢リース(株) (有) 無

17 事業所用家屋の所有区分 自己所有 借家

18 備考 (添付書類等) ① 決算期 …… 年 1 回。 3 月 月 ② 資産の増減等 ① 異動あり ② 増加減少なし ③ 該当資産なし ③ その他

資産の種類	取 得 価 額			
	前年前に取得したもの (イ)	前年中に減少したもの (ロ)	前年中に取得したもの (ハ)	計 (イ-ロ+ハ) (ニ)
1 構 築 物	5,280,000			5,280,000
2 機 械 及 び 装 置	13,160,000	1,000,000		12,160,000
3 船 舶				
4 航 空 機				
5 車 両 及 び 運 搬 具	4,150,000	3,180,000		970,000
6 工 具、器 具 及 び 備 品	3,379,200	480,000	680,000	3,579,200
7 合 計	25,969,200	4,660,000	680,000	21,989,200

資産の種類	評 価 額 (ホ)	決 定 価 格 (ヘ)	課 税 標 準 額 (ト)
	1 構 築 物		
2 機 械 及 び 装 置			
3 船 舶			
4 航 空 機			
5 車 両 及 び 運 搬 具			
6 工 具、器 具 及 び 備 品			
7 合 計			

※ 米沢市使用欄 入力 照合 申告済 所有者変更 入力済 一括削除 特 例 配 分 申告書控返送 有 (本・税) 無

第二十六号様式(提出用)

【所有者コード】
電話でご質問等をお受けする場合、所有者コードを確認させていただくことがあります。

該当する方を○で囲んでください。
8 及び 9 について「有」とした場合は、その写しを提出してください。
10 及び 11 について新たに「有」とした場合は、別途書類を提出してください。

【事業所等資産の所在地】
米沢市内にある所在地を記入してください。住所と同一の場合は記入の必要はありません。

【借用資産】
該当する方を○で囲んでください。
借用資産がある場合は、貸主の名称を記入してください。

【事業所用家屋の所有区分】
米沢市にある事業所の所有区分について、該当する方を○で囲んでください。

【備考 ②資産の増減等】
該当する番号を○で囲んでください。
資産の名称や数量の修正等だけで、取得価額に異動がない場合でも「異動あり」を選択してください。

【備考 ③その他】
廃業、解散、米沢市外への転出等があった場合は、事実発生年月日及びその内容を具体的に記入してください。

色刷りの部分は、記入する必要はありません。ただし、電算処理による申告をされる場合は、必ず記入してください。

2 種類別明細書(増加資産・全資産用)の記入例

記入上の注意

- 1 修正のある箇所は、黒又は青のボールペンで記入してください。
- 2 資産等の増減がない場合でも必ず提出してください。

お知らせ
資産の名称等の欄は、ひらがな、漢字も使用できます。現在のカタカナ表示から漢字へ、順次変換していく予定ですので、名称の修正にご協力ください。すでに変換されている漢字に誤りがある場合についても修正をしてください。

初めて申告される方へ
初めて申告される方には白紙の明細書をお送りしています。法人の方は固定資産台帳や法人税申告書別表 16(2)等を、個人の方は所得税の申告における減価償却費の計算欄や帳簿等をもとに、令和 8 年 1 月 1 日において米沢市内に所有している全ての事業用資産を記入してください。

※町・地区										※組	※世帯	※所有者コード			※区分	種類別明細書										所 有 者 名										整理番号		枚 数		頁 数	
												999999			令和 8 年度(増加資産・全資産用)	米沢印刷株式会社																									
行	種類	資産コード	資 産 の 名 称 等										数 量	取 得 年 月			取 得 価 額 (イ)				耐用年数	残存率 (ロ)	価額(評価額) (ハ)				※特 例 率		※課 税 標 準 額		増 加 事 由	摘 要									
														年 号	年	月	十 億	百 万	千	円			百 万	千	円			百 万	千	円	1・2	5・減少									
名称等の修正 →	01	1	駐 車 場 舗 装 ~~チュウシャジョウホソウ~~										1	S	6	3	9	3 000 000				1	0									1・2	5・減少								
	02																															3・4	6・修正								
耐用年数改正に伴う修正 →	03	2	紙折機										1	H	1	2	2	2 800 000				7	0									1・2	5・減少								
	04																															3・4	6・修正								
資産の全部減少 →	05	~~5~~	~~フォークリフト(中古)~~										~~1~~	~~H~~	~~1~~	~~5~~	~~6~~	~~3 180 000~~				~~2~~	~~0~~									1・2	5・減少								
	06																															3・4	6・修正								
資産の一部減少 →	07	6	パソコン										1	H	1	8	3	240 000				4	0									1・2	5・減少								
	08																															3・4	6・修正								
	09																															1・2	5・減少								
	10																															3・4	6・修正								
申告もれの資産 →	11	6	エアコン(壁掛け)										1	R	6	5		400 000				6	申告もれ									1・2	5・減少								
新規取得した資産 →	12	6	パソコン(少額特例)										1	R	7	7		280 000				4										3・4	6・修正								
	13																															1・2	5・減少								
	14																															3・4	6・修正								

【資産の種類】

- 1 構築物(建物附属設備)
- 2 機械及び装置
- 3 船舶
- 4 航空機
- 5 車両及び運搬具
- 6 工具、器具及び備品

【資産の名称等】

30字以内で資産の名称・規格等を具体的に記入してください。

下記に該当する資産は、名称の最後に追加して記入してください。

中古で取得した資産…(中古)

中小企業等の少額資産特例で取得した資産…(少額特例)

【取得年月】

当該資産の取得年月を記入してください。

【年号】

昭和…S

平成…H

令和…R

【取得価額】

資産を取得するために要した費用を記入してください(引取運賃、荷役費、運送保険料、購入手数料、関税、据付費など、その償却資産を事業の用に供するために直接要した費用を含みます)。

圧縮記帳は、固定資産税上認められませんので、圧縮前の取得価額を記入してください(圧縮記帳については、8ページをご覧ください)。

消費税の取扱いについて

税抜経理方式の場合…消費税を含まない額

税込経理方式の場合…消費税を含んだ額

【耐用年数】

減価償却の耐用年数等に関する省令に基づいて記入してください。

短縮耐用年数及び中古資産の見積耐用年数を適用しているものは、その耐用年数を記入してください。

【修正の場合】

摘要欄の「6. 修正」を○で囲んでください。

【減少の場合】

摘要欄の「5. 減少」を○で囲んでください。

【増加した資産がある場合】

新規取得した資産がある場合は、増加事由の該当する番号を○で囲んでください。

- 1 新品取得
- 2 中古品取得
- 3 移動による受入れ
- 4 その他

【耐用年数改正に伴う修正】

平成20年度の税制改正に伴う耐用年数の修正の場合は、このように○で囲んでください。

Ⅳ 税額等について

1 評価額の算出方法

償却資産の評価額は、取得年月・取得価額・耐用年数に基づいて次のように計算します。

前年中に取得した資産	前年前に取得した資産
取得価額×減価残存率〔前年中取得（ア）〕	前年度評価額×減価残存率〔前年前取得（イ）〕

【参考】減価率及び減価残存率表

耐用 年数	減価率	減価残存率		耐用 年数	減価率	減価残存率	
		前年中取得（ア）	前年前取得（イ）			前年中取得（ア）	前年前取得（イ）
	r	1－r/2	1－r		r	1－r/2	1－r
1	—	—	—	26	0.085	0.957	0.915
2	0.684	0.658	0.316	27	0.082	0.959	0.918
3	0.536	0.732	0.464	28	0.079	0.960	0.921
4	0.438	0.781	0.562	29	0.076	0.962	0.924
5	0.369	0.815	0.631	30	0.074	0.963	0.926
6	0.319	0.840	0.681	31	0.072	0.964	0.928
7	0.280	0.860	0.720	32	0.069	0.965	0.931
8	0.250	0.875	0.750	33	0.067	0.966	0.933
9	0.226	0.887	0.774	34	0.066	0.967	0.934
10	0.206	0.897	0.794	35	0.064	0.968	0.936
11	0.189	0.905	0.811	36	0.062	0.969	0.938
12	0.175	0.912	0.825	37	0.060	0.970	0.940
13	0.162	0.919	0.838	38	0.059	0.970	0.941
14	0.152	0.924	0.848	39	0.057	0.971	0.943
15	0.142	0.929	0.858	40	0.056	0.972	0.944
16	0.134	0.933	0.866	41	0.055	0.972	0.945
17	0.127	0.936	0.873	42	0.053	0.973	0.947
18	0.120	0.940	0.880	43	0.052	0.974	0.948
19	0.114	0.943	0.886	44	0.051	0.974	0.949
20	0.109	0.945	0.891	45	0.050	0.975	0.950
21	0.104	0.948	0.896	46	0.049	0.975	0.951
22	0.099	0.950	0.901	47	0.048	0.976	0.952
23	0.095	0.952	0.905	48	0.047	0.976	0.953
24	0.092	0.954	0.908	49	0.046	0.977	0.954
25	0.088	0.956	0.912	50	0.045	0.977	0.955

* 「r／2」の端数処理は、小数点以下第4位を四捨五入します。

《評価額の求め方》

資産の 名称等	取得年月	取得価額	耐用 年数	減 価 残存率	評 価 額
ル ー ム エアコン	令和7年8月	264,810円	6年	0.840	取得価額×減価残存率〔前年中取得（ア）〕 264,810円 × 0.84 = <u>222,440円</u> 【令和8年度評価額】
小 型 除雪機	令和6年10月	480,000円	10年	0.897 0.794	取得価額×減価残存率〔前年中取得（ア）〕 480,000円 × 0.897 = 430,560円 【前年度評価額】 前年度評価額×減価残存率〔前年前取得（イ）〕 430,560円 × 0.794 = <u>341,864円</u> 【令和8年度評価額】

* 評価額が取得価額の5／100に相当する額を下回る場合は、その償却資産が事業の用に供されている限り、取得価額の5／100に相当する額を評価額とします。

2 課税標準額

課税標準額とは、賦課期日（1月1日）現在における評価額で、償却資産課税台帳に登録されたものです。ただし、課税標準の特例が適用される場合は、評価額に特例率を乗じたものが課税標準額になります。

3 免税点

償却資産の課税標準額の合計が免税点（150万円）未満の場合は、課税されません。ただし、課税されない場合でも、申告書の提出は必要です。

4 税額の算出方法 …… 固定資産税の税率は1.5%です。

課税標準額 × 税 率 = 税 額

(1,000円未満切捨て) (100分の1.5) (100円未満切捨て)

5 納 期（納付回数）

令和8年度からの納期は、4月（第1期）から翌年2月（第4期）までの年4回になります。詳しくは本手引きの表紙に記載した「お知らせ」をご覧ください。

毎年4月中旬に税額の内訳等を記した「納税通知書」を納税義務者あて（共有は代表者あて）に送付します。

耐用年数表（抜粋）

建物附属設備

構造・用途	細 目	耐用年数
電気設備	蓄電池電源設備	6
	その他のもの	15
給排水・衛生・ガス設備		15
冷暖房通風ボイラー	冷暖房設備（冷凍機の出力 22kw 以下）	13
	その他のもの	15
可動間仕切り	簡易なもの	3
	その他のもの	15

構築物

広告用	金属造のもの	20
	その他のもの	10
緑化施設庭園	工場緑化施設	7
	その他の緑化施設及び庭園	20
舗装道路舗装路面	コンクリート敷、ブロック敷	15
	アスファルト敷	10
	ビチューマルス敷	3

工具・器具・備品

測定検査工具		5
治具・取付工具		3
家具・電気機器・ガス機器及び家庭用品	事務机、事務いす、キャビネット 主として金属製のもの	15
	その他のもの	8
	応接セット 接客業用のもの	5
	その他のもの	8
	陳列だな、陳列ケース 冷凍機付又は冷蔵機付のもの	6
	その他のもの	8
	その他の家具 接客業用のもの	5
	その他のもの	15
	主として金属製のもの	8
	その他のもの	8
	ラジオ、テレビ、テープレコーダー、その他音響機器	5
	冷房用又は暖房用機器	6
	電気冷蔵庫、電気洗濯機その他これらに類する電気又はガス機器	6
	氷冷蔵庫及び冷蔵ストッカー（電気式のものを除く）	4
	カーテン、座ぶとん、寝具、丹前その他これらに類する繊維製品	3
	室内装飾品 主として金属製のもの	15
	その他のもの	8
	食事またはちゅう房用品 陶磁器製・ガラス製のもの	2
	その他のもの	5
	その他のもの 主として金属製のもの	15
	その他のもの	8

構造・用途	細 目	耐用年数
事務機器・通信機器	謄写機器、タイプライター 孔版印刷・浄書業用のもの その他のもの	3 5
	電子計算機 パーソナルコンピュータ （サーバー用のものを除く） その他のもの	4 5
	複写機、計算機（電子計算機を除く）、レジスター、タイムレコーダーその他これらに類するもの	5
	電話設備その他の通信機器 デジタル構内交換設備 その他のもの	6 10
時 計		10
光学機器 写真制作機器	カメラ、映写機、望遠鏡	5
	引伸機、焼付機、乾燥機、顕微鏡 その他の機器	8
看板 広告器具	看板、ネオンサイン、気球	3
	マネキン人形、模型	2
	その他のもの 主として金属製のもの その他のもの	10 5
金 庫	手さげ金庫	5
	その他のもの	20
理容・美容機器		5
医 療 機 器	消毒殺菌用機器	4
	手術機器	5
	調剤機器	6
	歯科診療用ユニット	7
	光学検査機器 ファイバースコープ その他のもの	6 8
	その他のもの レントゲンその他の電子装置を使用する機器	
	移動式のもの	4
	その他のもの	6
	その他のもの 陶磁器製・ガラス製のもの 主として金属製のもの	3 10
	その他のもの	5
娯 楽 ス ポー ツ 演 劇	パチンコ器、ビンゴ器、その他これらに類する球戯用品及び射的用具	2
	碁、将棋、麻雀、その他の遊戯具	5
	劇場用観客いす	3
	衣装、かつら、小道具、大道具	2
前掲以外	映画フィルム、磁気テープ、レコード	2
	シート及びロープ	2
	楽器	5
	自動販売機	5
	無人駐車管理装置	5
	焼却炉	5

詳しくは、米沢市ホームページの税務課メニューよりご確認ください。